

経営事項審査改正の動向 ⑦ 虚偽申請の防止、企業形態の多様化への対応等

はじめに

みなさま、新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

昨年来、平成 19 年 6 月に公表された「経営事項審査の改正について」をもとに、経営事項審査改正の動向について解説してまいりました。

前回で「評価項目及び基準の見直し」を終了しまして、第7回目の今回は、本稿の最終回として、虚偽申請の防止、企業形態の多様化への的確な対応、その他について解説してまいります。

なお、本稿の記載内容は、執筆時点での改正案に基づいており、今後変更される可能性があることにご留意願ひします。

3. 経営事項審査の虚偽申請の防止

現状では経営事項審査における虚偽申請を排除しきれていないとの指摘があり、これを徹底的に排除するため、財務諸表上の異常値のチェック、審査体制の強化等に加え、以下の対策を講じることとしています。

① 虚偽を行いにくい制度設計

先月の Monthly Press でもお伝えしたとおり、W の評価において、会計監査人や会計参与を設置している企業に加点評価することとしたほか、経理に関する資格を有する企業の経理実務責任者が経理処理について一定のチェック項目を確認した旨の書面を行政庁に提出する仕組みを創設し、これについても加点を行うこととしています。なお、当該書面を提出したにもかかわらず、虚偽申請がなされた場合には、加重して監督処分を行うこととしています。

上記「一定のチェック項目」については、審査基準をできる限り、外形的・客観的に判断可能な形で定めるとともに、財務諸表のチェックマニュアルを作成し、明らかに不適切な経理処理を明確にすることで、間違いや理解不足による虚偽を防止するとともに、審査基準の統一化、監督処分に当たっての虚偽の判断基準の明確化を図ることとする、とされています。このチェックマニュアルにつきましては、明らかになり次第本稿で解説してまいります予定です。

② 虚偽申請に対するペナルティの強化

従来、経営事項審査の虚偽申請を行った建設業者に対しては、15 日以上営業停止処分がなされることとなっていました。虚偽申請の排除の徹底を図るため、これを倍増することとしています。

4. 企業形態の多様化への的確な対応

近年の会社法制の整備に伴う、持株会社化、分社化等の多様な経営形態の選択可能性を経営事項審査制度が阻害しないようにするため、一定の企業集団に属する建設業者(連結子会社)については、Y 点の評価を連結財務諸表に基づき実施することとしています。なお、X1(完工高)、Z(技術者数)など、Y 点以外の評価については、従来どおり個別企業の数値に基づいて評価されます。

「一定の企業集団」の要件については、以下のとおりとする予定のようです。

- ① 親会社が会計監査人を設置していること
- ② 連結子会社の範囲

親会社が有価証券報告書提出会社である場合には、有価証券報告書上で連結子会社に含めている会社とし、有価証券報告書提出会社以外の場合には、親会社が議決権の過半数を有していること

- ③ 対象外の連結子会社

売上高や単体評価による評点が連結評価による場合に比べ一定割合未満である会社

この「一定の企業集団」の要件については、個人的には要件の詰めが甘いような気がしています。この点については、現段階での詳細な解説は省略させていただきますが、改正内容が確定次第、あらためて解説してまいります所存です。

5. その他

- ① 経営事項審査の活用

競争参加資格審査を経営事項審査の結果のみによって行わないよう、地方自治体が主観的事項の審査を導入するためのマニュアルを作成することとしています。

- ② 申請負担の軽減

経営事項審査の申請にかかる負担を軽減するため、提出書類を見直すこととしています。

おわりに

経営事項審査についての改正案の概要の解説は以上で終了とさせていただきます。

まだ現段階では明らかでない点も多々ありますが、近いうちに改正内容も確定するものと思われます。確定した改正事項が明らかになり次第、みなさまにもお知らせしていく予定です。

(取締役 公認会計士・税理士 矢島和彦)